

医療的ケア枠の申込みに関する手続きと流れ

I 申請手続きについて

【申込前】

※申請前にこども保育課窓口にて事前相談が必要です。

こども保育課（079-221-2318）へ連絡の上、ご来庁ください。

【必要書類】

- ・教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書（2・3号認定用）
- ・保護者の保育を必要とする証明書類（例：就労証明書等）
- ・医療的ケア実施申請書
- ・医療的ケアに関する主治医の意見書

※「医療的ケア実施申請書」、「医療的ケアに関する主治医の意見書」については事前相談で窓口に来られた際にお渡しさせていただきます。

【申込み期間】

令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）17時まで

※申込みの流れについては裏面のフロー図参照

【利用調整（選考）について】

医療的ケア枠に申込みされた方の中で、選考により保育の必要性の高い児童から順に利用調整します。

※利用調整基準表は、こども保育課ホームページ「教育・保育施設の利用に係る利用調整について」をご覧ください。



（利用調整について）

【その他の注意事項】

- ・施設への受入人数には制限があります。
- ・保護者の就労等による保育必要時間を原則といたしますが、看護師等の配置状況や児童の心身の状況により受入できる時間を制限させていただく場合があります。
- ※延長保育の利用はできません。
- ・受入体制を整えるために希望日からの受入ができない場合があります。
- ・1次利用調整は「医療的ケア枠」のみの申請となります。
- ・1次利用調整で私立保育所・認定こども園の利用を希望される場合は、一般枠での申請となります。（希望施設に事前にご相談ください）

2 医療的ケア枠の申込みフロー図



※保留となられた場合の今後の流れ

4月一般枠の2次利用調整(選考)の対象となります。(令和9年度中は毎月選考の対象となります)
 希望施設の変更は令和9年2月1日(月)までです。「施設変更届」にて希望される園への変更をお願いします。

また、2次利用調整以降で認可施設の選考を希望されない場合、「辞退届」の提出をお願いします。